

< 定例研究会報告要旨 >

第 1798 回 (10 月 5 日)

水質保全のための排出取引制度

——アメリカの経験から——

西 澤 栄一郎

本報告は、水質保全のための排出取引制度について、その中でも実例が多く、費用節減効果が高いと考えられる点源・面源間の排出取引を中心に、アメリカの事例を分析するとともに、日本においてこの制度の導入を検討する意義についても考察する。

水質汚染物質の排出源は、排出される場所や施設が固定していて特定可能な点源(point source)と、排出源が正確に特定できず、面的あるいは間接的に排出する面源(nonpoint source)とに分けられる。点源は下水処理場や工場などからなり、面源には農林地や市街地、建設現場からの排水、降雨時の流出、大気からの降下などがある。

まず、アメリカの水質規制を概観する。点源は、排水許可証がなければ水域に直接排水することができない。また、点源には全国どこでも排水基準が設けられており、これは濃度規制の形をとっている。この規制だけでは水域の水質基準が達成されない場合、総量規制(負荷量規制)が行われ、各点源に排出許可量が割り当てられる。他方、面源には特定の地域を除けば規制はなく、負荷削減対策である最善管理方法(BMP)の採用に対する援助・奨励が主要な対策となっている。

水質保全のための排出取引制度は、負荷量規制が行われている水域において、排出許可量を守っている排出源が削減した場合は、その削減分をクレジットとして他の排出源に譲ることができ、また、許可量以上に排出したい排出源は、他の排出源に削減してもらい、全体として許可量を超えないようにするとい

う方式である。連邦環境保護庁(U.S. EPA)は、流域単位の排出取引を用いることを積極的に推奨している。

排出取引の一種である点源・面源排出取引は、排出削減を迫られている点源に対して、さらに自ら削減をすすめる代わりに、面源に資金を提供して排出削減をしてもらうことを認める、という仕組みである。面源の限界排出削減費用は点源のそれに比べてかなり低いものと考えられており、点源・面源排出取引では取引による大幅な費用の節減が期待されている。

アメリカでの排出取引プログラムの事例では、いまのところ取引はあまり活発ではない。これは、排出割当量が将来の経済成長を見込んで設定されたものの、その後の成長が予想以下であったり、思ったより低額で点源の排出削減が実現し、取引の必要性が生じていない水域が多いというのが主な理由である。また、取引に際しての制約が多く、それが取引を阻害している事例もある。

現状での排出取引の主要な意義は、総量規制が行われ、その総量が既存の排出源にすべて割り当てられている水域において、新規の排出源や開発を許容できること、および面源を含む包括的な水質保全の取り組みにつながり、関係各方面の協力体制の構築と総合的な流域管理の一端を担っているということではないかと思われる。

日本の内湾・湖沼においても、面源を含めた総合的な負荷削減の必要性が指摘されているが、現行の負荷削減計画は、各部門の対策が列挙されているだけであり、どの部門でどのような対策を取れば、より少ない費用で効果的に削減できるか、という視点が欠けている。排出取引制度の導入の是非を検討することは、この視点から水質保全対策を見直すことにつながり、総合的な水質保全政策に向けた契機となりうるのではないだろうか。